

子発1224第1号  
社援発1224第1号  
障発1224第3号  
老発1224第2号  
令和2年12月24日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
厚生労働省老健局長  
( 公印省略 )

## 社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について（通知）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第380号）、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）及び社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和2年厚生労働省告示第396号）については、本日公布され、令和3年4月から施行することとされたところです。

これに伴い、下記のとおり、改正の趣旨及び主な内容について周知するとともに、包括的な支援体制の構築に向けた関係部局の連携についての考え方をお示ししますので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

#### 第1 社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令について

##### 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う重層的支援体

制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等を定めること。

## 2 社会福祉法施行令の改正の概要

### （1）重層的支援体制整備事業に要する費用に関する国との交付金の交付に関する事項

法第 106 条の 8 の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して行う交付金の交付は、毎年度、（2）（イを除く。）により算定した当該年度における重層的支援体制整備事業に要する費用について行うものとすること。（第 25 条関係）

### （2）重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法に関する事項

ア 法第 106 条の 8 第 1 号及び第 2 号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イに掲げる事業に要する費用の額は、市町村の重層的支援体制整備事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）における同号に掲げる事業に要する費用の総額（ウの（イ）及びオの（イ）において「実施年度第三号事業総事業費」という。）に、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）における同号イに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度における同号に掲げる事業に要した費用の総額（ウの（イ）及びオの（イ）において「基準年度第三号事業総事業費」という。）で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定するものとすること。（第 26 条第 1 項関係）

イ 法第 106 条の 8 第 2 号に掲げる額は、市町村の実施年度において交付される社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 31 条第 2 項の規定により読み替えられた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）第 1 条の 3 第 2 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額の合算額に、当該市町村の実施年度におけるアにより算定した額を当該市町村の実施年度における介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。クにおいて同じ。）に要する費用の額で除して得た率を乗じて算定するものとすること。（第 26 条第 2 項関係）

ウ 法第 106 条の 8 第 3 号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号イ及び第 3 号ロに掲げる事業に要する費用の額は、次に掲げる額を合算する方法により算定するものとすること。（第 26 条第 3 項関係）

（ア） 市町村の実施年度における法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に掲げる事業に要する費用の総額（エの（イ）及びオの（ア）において「実施年度第一号事業総事業費」という。）に、当該市町村の基準年度における同号イに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度における同号に掲げる事業に要した費用の総額（エの（イ）及びオの（ア）において「基準年度第一号事業総事業費」という。）で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

（イ） 市町村の実施年度第三号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の

基準年度第三号事業総事業費で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

エ 法第 106 条の 8 第 4 号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号ニに掲げる事業に要する費用の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とすること。（第 26 条第 4 項関係）

(ア) 市町村の実施年度における法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号ニに掲げる事業に要する費用について、市町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額

(イ) 市町村の実施年度第一号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号ニに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第一号事業総事業費で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

オ 法第 106 条の 8 第 5 号に規定する同条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する事業以外の事業に要する費用の額は、次に掲げる額を合算する方法により算定するものとすること。（第 26 条第 5 項関係）

(ア) 市町村の実施年度第一号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における次に掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第一号事業総事業費で除して得た率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

- ・ 法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号ロに掲げる事業
- ・ 法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号ハに掲げる事業
- ・ 法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に掲げる事業（同号イからニまでに掲げる事業を除く。）

(イ) 市町村の実施年度第三号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における次に掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第三号事業総事業費で除して得た率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

- ・ 法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号ハに掲げる事業
- ・ 法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号ニに掲げる事業
- ・ 法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号に掲げる事業（同号イからニまでに掲げる事業を除く。）

(ウ) 次に掲げる額のうちいずれか低い額

- ・ 市町村の実施年度における法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事業に要する費用について厚生労働大臣が定める方法により算定した額
- ・ 市町村の実施年度におけるイに規定する事業に現に要する費用の額

カ 市町村の基準年度から実施年度までの間に法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に掲げる事業を実施する施設又は同項第 3 号に規定する拠点の開設、廃止その他の事由が生じた場合におけるアからオまで（イを除く。）の適用について所要の規定の整備を行うこと。（第 26 条第 6 項関係）

キ ア、ウの（ア）及び（イ）、エの（イ）並びにオの（ア）及び（イ）に規定する率については、市町村の検証対象年度（当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度以後の年度であって、法第 106 条の 4 第 2 項各号に掲げる事業に要する費用の額を検証する年度として当該市町村が定める年度をいう。以下同じ。）におけるアからカまで（イを除く。）により算定した同条第 2 項第 1 号イからニまでに掲げる事業若しくは同号に掲げる事業（同号イからニまでに掲げる事業を除く。）又は同項第 3 号イからニまでに掲げる事業若しくは同号に掲げる事業（同号イからニまでに掲げる事業を除く。）に要する費用の額が当該市町村の検証対象年度におけるこれらの事業に要した費用の額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額と比較して著しく異なることとなる場合であって、厚生労働大臣が必要があると認めるときは、厚生労働大臣が定める基準により補正するものとすること。（第 26 条第 7 項関係）

ク アからキまでの適用については、これらに規定する法第 106 条の 4 第 2 項各号に掲げる事業若しくは介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用又はこれらの事業に要した費用の額又は総額は、これらの事業に要する費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額とすること。（第 26 条第 8 項関係）

（3）重層的支援体制整備事業に要する費用に関する都道府県の交付金の交付に関する事項

法第 106 条の 9 の規定により市町村に対して行う交付金の交付は、毎年度、（2）のア、ウ及びカからクまで並びに（4）により算定した当該年度における重層的支援体制整備事業に要する費用について行うものとすること。（第 27 条関係）

（4）重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法に関する事項

法第 106 条の 9 第 3 号に規定する法第 106 条の 8 第 1 号及び第 3 号に規定する事業以外の事業に要する費用の額は、（2）のオからクまでに定めるところにより算定すること。（第 28 条関係）

（5）市町村の一般会計への繰入れに関する事項

法第 106 条の 10 の規定による繰入れは、市町村の介護保険に関する特別会計が介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 1 条の規定に基づき保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分されているときは、当該特別会計保険事業勘定から当該市町村の一般会計に繰り入れるものとすること。（第 29 条関係）

（6）その他

その他所要の改正を行うこと。

3 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正の概要

調整保険料率の算定方法について重層的支援体制整備事業の創設に伴う所要の改正を行うこと。（第 17 条関係）

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）

## 第2 社会福祉法施行規則の一部を改正する省令について

### 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、重層的支援体制整備事業の実施に関する事項、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が策定する重層的支援体制整備事業実施計画（法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業計画をいう。以下同じ。）に関する事項等を定めること。

### 2 改正の概要

#### （1） 重層的支援体制整備事業の実施について（法第106条の4関係）

ア 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施しようとする場合には、法第106条の4第2項各号に掲げる同法に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施するものとすること。（第34条の2関係）

イ 法第106条の4第2項第1号について、厚生労働省令で定める便宜は、地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者に必要な支援とすること。（第34条の3関係）

ウ 法第106条の4第2項第2号について、社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとすること。（第34条の4関係）

- ・ 支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の活動の機会の提供を行うこと、訪問による必要な情報の提供及び助言を行うこと、宿泊場所の供与、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行うことその他社会参加のために必要な支援を行うこと
- ・ 支援関係機関との連絡調整を行うこと

エ 法第106条の4第2項第3号について、厚生労働省令で定める援助は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するために必要な援助とすること。（第34条の5関係）

オ 法第106条の4第2項第4号について、厚生労働省令で定める便宜は、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とすること。（第34条の6関係）

カ 法第106条の4第2項第6号について、同号に規定する計画（以下「支援計画」という。）に記載する事項は、次に掲げるものとすること。（第34条の7関係）

- ・ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民の生活に対する意向及び当該地域住民の生活全般の解決すべき課題
- ・ 当該地域住民に提供される支援の目標及びその達成時期
- ・ 当該地域住民に対する支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項
- ・ 当該地域住民の支援に携わる支援関係機関それぞれの役割の分担

- ・ 当該地域住民に対する支援を一体的に提供するための具体的な方策
- キ 法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号について、包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものは、複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民に係る支援計画の作成、支援の実施状況及び当該地域住民の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該地域住民に係る支援計画の見直しを行うことその他の当該地域住民への支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な支援とすること。（第 34 条の 8 関係）
- ク 法第 106 条の 4 第 4 項について、厚生労働省令で定める者は、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の重層的支援体制整備事業を実施する市町村内において重層的支援体制整備事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものとすること。（第 34 条の 9 関係）

（2）重層的支援体制整備事業実施計画について（法第 106 条の 5 関係）

法第 106 条の 5 第 1 項について、厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとすること。（第 34 条の 10 関係）

- ・ 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者との他の福祉に関する基本方針
- ・ 重層的支援体制整備事業として行う法第 106 条の 4 第 2 項各号に掲げる事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ・ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 34 条の 10 第 2 号に掲げる事項の目標に関する事項
- ・ 重層的支援体制整備事業の提供体制の確保に係る支援関係機関相互間の一体的な連携に関する事項

（3）その他

市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 58 号）の規定について必要な読替えを行うための規定の整理を行うこと。（第 34 条の 11 関係）

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）

第 3 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件について

1 制定の趣旨

重層的支援体制整備事業は、法第 106 条の 4 第 2 項各号に掲げる事業を一体のものとして実施することとされており、同項第 3 号においては、地域住民同士の交流の場や居

場所づくりを行う事業として介護保険法等に規定する事業を掲げている。

改正法の施行に伴い、法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イに掲げる一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する一般介護予防事業をいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものを規定すること。

## 2 告示の概要

法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定中「厚生労働大臣が定めるもの」は「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 64 第 2 号ハに掲げる事業」（地域介護予防活動支援事業）とすること。

## 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）

## 第 4 包括的な支援体制の構築に向けた関係部局の連携について

改正法による改正後の社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを目的としている。

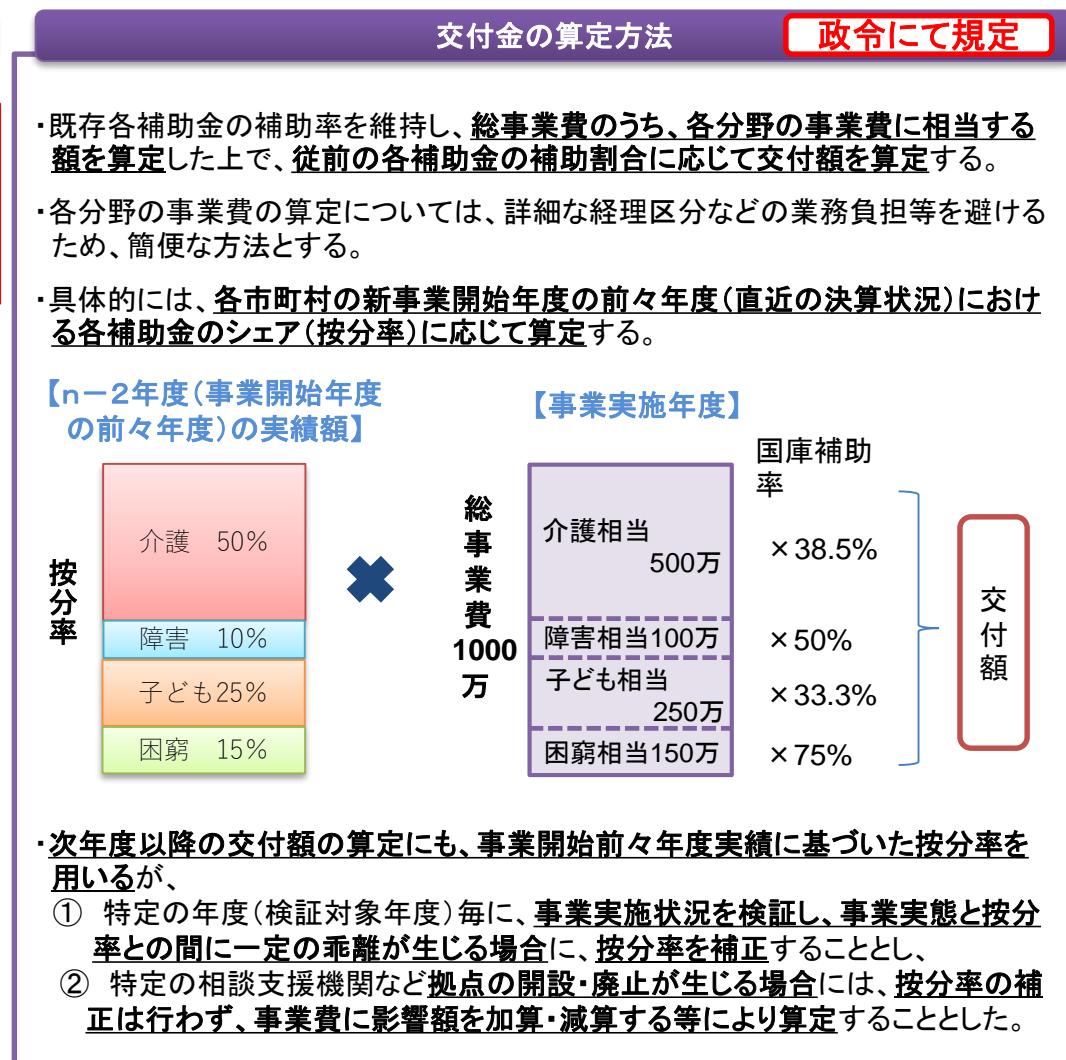
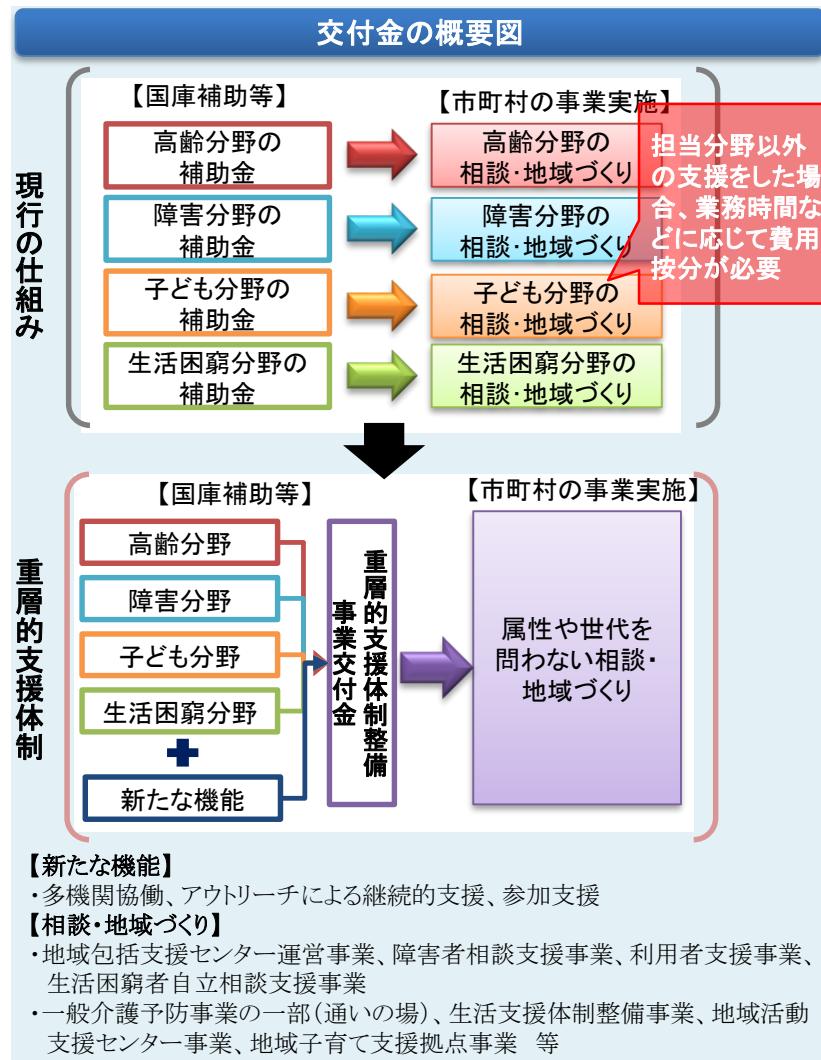
このため、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する既存の相談支援や地域づくりに係る事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業）を包含した事業とともに、体制強化のため、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業といった新たな事業（同項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事業）を一体的に実施することにより、従来の支援体制では対応が困難であった複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、市町村全体として包括的な支援体制の構築を目指すものである。

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築するものであるが、各分野の既存の支援機関においても、他分野の支援機関との連携が強化されることや、単なる連携だけでは対応が困難な複雑化・複合化した事例について多機関協働事業による支援調整や資源開拓が可能となること等により、より効果的な支援につながるものと考えている。

市町村においては、包括的な支援体制の構築に向けて、組織再編を含む分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行に係る協力体制の構築にご協力いただきたい。

# 地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法に基づく新たな事業・交付金の創設

- 先般の社会福祉法改正において、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた「重層的支援体制整備事業」を創設。(令和3年4月施行) ※ 実施を希望する自治体の手上げ方式
- 市町村が創意工夫をもって円滑に体制整備に取り組めるよう、従来、分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業への補助を、「重層的支援体制整備事業交付金」として一体的に交付することとする。新事業への移行を促す観点から、交付金の算定は、市町村における現在の取組状況を反映できるような方法により行う。



社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をこのに公布する。

御名御璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣菅 義偉

政令第三百八十号

社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令  
内閣は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百六条の八から第一百六条の十まで、同法第  
一百六条の十一第四項の規定により読み替えられた生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第二百五号）  
第十五条第一項第一号並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条の二第一項及び  
第二項、第二百二十九条第二項、第二百四十七条第一項第二号並びに第二百四十八条第一項及び第二項の規  
定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十四条」を「第三十二条」に改める。

第二十五条を第三十三条とし、第二十四条を第三十二条とし、第二十三条の二を第二十四条とし、  
同条の次に次の七条を加える。

（重層的支援体制整備事業に要する費用に関する国の交付金の交付）  
第二十五条 法第一百六条の八の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して行う交付金  
の交付は、毎年度、次条（第二項を除く。）の規定により算定した当該年度における重層的支援体  
制整備事業に要する費用について行うものとする。  
（重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法）

第二十六条 法第一百六条の八第一号及び第二号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第  
一百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用の額は、市町村の重層的支援体制整備事業  
を実施する年度（以下この条において「実施年度」という。）における同号に掲げる事業に要する  
費用の総額（第三項第二号及び第五項第二号において「実施年度第三号事業総事業費」という。）  
に、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下この条において「基  
準年度」という。）における法第一百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要した費用の額を当該  
市町村の基準年度における同号に掲げる事業に要した費用の総額（第三項第二号及び第五項第二  
号において「基準年度第三号事業総事業費」という。）で除して得た率を乗じて得た額を基礎とし  
て、厚生労働大臣が定める方法により算定するものとする。  
2 法第一百六条の八第二号に掲げる額は、市町村の実施年度において交付される第三十一条第二項  
の規定により読み替えられた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百  
十三号）第一条の三第二項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護  
予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額の合算額に、当該市町村の実施年度における前  
項の規定により算定した額を当該市町村の実施年度における介護予防・日常生活支援総合事業  
（介護保険法第二百十五号の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。第  
八項において同じ。）に要する費用の額で除して得た率を乗じて算定するものとする。

法第一百六条の八第二号に掲げる額は、市町村の実施年度において交付される第三十一条第二項  
の規定により読み替えられた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百  
十三号）第一条の三第二項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護  
予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額の合算額に、当該市町村の実施年度における前  
項の規定により算定した額を当該市町村の実施年度における介護予防・日常生活支援総合事業  
（介護保険法第二百十五号の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。第  
八項において同じ。）に要する費用の額で除して得た率を乗じて算定するものとする。第

法第一百六条の八第三号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第一百六条の四第二項第一号

一號イ及び二號〇に掲げる事業に要する費用の額は、次に掲げる額を合算する方法により算定するものとする。

市町村の実施年度における法第百六条の四第一項第一号に掲げる事業に要する費用の総額を（次項第二号及び第五項第一号において「実施年度第一号事業総事業費」という。）に、当該市町

基準年度第一号事業総事業費 といふ)で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法による算定額

二 市町村の実施年度第三号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における法第百六条の四第一項第二号ロに掲げる事業に要する費用の額を当該市町村の基準年度第三号事業総事業費で

して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額を第百六条のハ第四号に規定する重複的支給本制整備事業にて行う法第百六条の四第二項第

一號二に掲げる事業に要する費用の額は、次に掲げる額のうちいづれか低い額とする。  
一  
行丁付の表第三表に依る額萬百六千四百四十二元二角七分

て、市町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する支拂義務者）の数、その支拂の事情（扶助金の支拂いの実績）、労働力（雇用者）等の統計を記入せよ。

り算定した額

二項第一号二に掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第一号事業総事業費で除

法第百六条の八第五号に規定する同条第一号、第三号及び第四号に規定する事業以外の事業に

一 市町村の実施年度第一号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における次に掲げる事業に

得た額の合算額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

法第百六条の四第一項第一号ハに掲げる事業

二 市町村の実施年度第三号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における次に掲げる事業に

要した費用の額を当該市町村の基準年度第三号事業総事業費で除して得た率をそれを乗じて得た額の合算額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

法第百六条の四第二項第三号ハに掲げる事業

ハ 法第百六条の四第二項第三号に掲げる事業（同号イから二までに掲げる事業を除く）

イ  
市町村の実施年度における法第百六条の四第一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる事業を要する費用について厚生労働大臣が定める方法による算定した額

□ 市町村の実施年度におけるイに規定する事業に現に要する費用の額

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

実施年度第三号事業  
総事業費」という。)

の実施第2年度第3号事業に規定する「事業費」として算定する。一方で、この事由による影響額として「厚生労働大開設」に注力してその他の算定した額を加算して、又は減算してが得た額の方法

## 第五項第一号

実施年度第三号事業

実施年度第三号事業総事業費に法第百六条の四第二項

規定する拠点の開設、廃止その他の事由により算定する影響額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額を加算し、又は減算して得た額

乗じて得た額に、当該厚生労働大臣が定める方法により算定した額に、(当該事由による次のイからハまでに掲げる事業への影響額に相当する部分に限る)をそれぞれ減算し、又は加算して得た額

7 第一項、第三項各号、第四項第二号並びに第五項第一号及び第二号に規定する率について

市町村の検証対象年度(当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度以後の年度であつて、法第百六条の四第二項各号に掲げる事業に要する費用の額を検証する年度として当該市町村が定める年度をいう。以下この項において同じ。)における前各項(第二項を除く。)の規定により算定した同条第二項第一号イからニまでに掲げる事業(同号イからニまでに掲げる事業を除く。又は同項第三号イからニまでに掲げる事業を除く。)に要する費用の額が当該市町村の検証対象年度におけるこれらの事業に要した費用の額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額と比較して著しく異なることとなる場合であつて、厚生労働大臣が定める基準により補正するものとする。

8 前各項の規定の適用については、法第百六条の四第二項各号に掲げる事業若しくは介護予防、日常生活支援総合事業に要する費用又はこれらの事業に要した費用の額又は総額は、これらの事業に要する費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額とする。

9 第二十七条 法第百六条の九の規定により市町村に對して行う交付金の交付は、毎年度、前条第一項、第三項及び第六項から第八項まで並びに次条の規定により算定した当該年度における重層的支援体制整備事業に要する費用について行うものとする。

(市町村の一般会計への繰入れ)

10 第二十九条 法第百六条の十の規定による繰入は、市町村の介護保険に関する特別会計が介護保険法施行令(平成十年政令第四百三十二号)第一条の規定に基づき保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分されているときは、当該特別会計保険事業勘定から当該市町村の一般会計に繰り入れるものとする。

(準用)

11 第三十条 第二十六条第四項及び第六項から第八項までの規定は、法第百六条の十一第四項の規定により読み替えられた生活困窮者自立支援法第十五条规定第一項第一号に規定する社会福祉法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用の額の算定について準用する。

(重層的支援体制整備事業と介護保険法施行令等との調整)

12 第三十一条 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法施行令第三十八条の規定の適用については、同条第三項第二号中「による交付金」とあるのは、による交付金(社会福祉法第百六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る)及び第二号に掲げる事業による交付金)とする。

13 第二十二条 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一号の規定によると、交付金(社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。)と、同条第二項中「による交付金」とあるのは、「による交付金及び社会福祉法第百六条の八(第二号に係る部分に限る。)の規定によると、交付金」とする。

3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第七条及び第十条(これらの規定を同令第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同令第七条第二項中「による交付金の額」とあるのは、「による交付金の額(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。」の規定による交付金の総額(社会福祉法第百六条の九(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。)とあるのは、「による交付金の総額(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。)」とする。

4 特定市町村(介護保険法第百四十八条第二項に規定する特定市町村をいう。)が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十六条の規定の適用については、同条第二項中「による交付金の額」とあるのは、「による交付金の額(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。」とあるのは、「による交付金の額(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百六条の九(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。)」とする。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

5 第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

6 第十七条第一号口中「による交付金の額」の下に「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第二号に係る部分に限る。」の規定による交付金の額を含む。」を加える。

## 附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第二百五号  
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 第百六条の四及び第百六条の五の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。社会福祉法施行規則  
令和二年十二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令  
(昭和二十六年厚生省令第二十八号) の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前
(準用)	(準用)	(準用)	(新設)
第三十四条 (略)	第三十四条 (略)	第三十四条 (略)	(新設)

## (重層的支援体制整備事業の実施)

第三十四条の二 市町村は、法第一百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)を実施しようとする場合には、同項各号に掲げる法に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施するものとする。

(法第一百六条の四第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第三十四条の三 法第一百六条の四第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者に必要な支援とする。

(法第一百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の四 法第一百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四条第三項に規定する支援関係機関(以下「支援関係機関」という。)と民間団体との連携による支援体制の下、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練その他の活動の機会の提供を行うこと、訪問による必要な情報の提供及び助言を行うこと、宿泊場所の供与、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行うことその他社会参加のために必要な支援を行うこと

二 支援関係機関との連絡調整を行うこと  
(法第一百六条の四第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助)

第三十四条の五 法第一百六条の四第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため必要な援助とする。

(法第一百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜)  
能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とする。

第三十四条の六 法第一百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とする。

(新設)

(新設)

(法第百六条の四第二項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項)  
**第三十四条の七** 法第百六条の四第二項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民の生活に対する意向及び当該地域住民の生活全般の解決すべき課題

二 当該地域住民に提供される支援の目標及びその達成時期

三 当該地域住民に対する支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項

四 当該地域住民の支援に携わる支援関係機関それぞれの役割の分担

五 当該地域住民に対する支援を一体的に提供するための具体的な方策

(法第百六条の四第二項第六号に規定する包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるもの)

**第三十四条の八** 法第百六条の四第二項第六号に規定する包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものは、複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民に係る同号に規定する計画(以下「支援計画」という)の作成、支援の実施状況及び当該地域住民の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該地域住民に係る支援計画の見直しを行うことその他の当該地域住民への支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な支援とする。

(法第百六条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める者)

**第三十四条の九** 法第百六条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の重層的支援体制整備事業を実施する市町村内において重層的支援体制整備事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものとする。

(法第百六条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

**第三十四条の十** 法第百六条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針

二 重層的支援体制整備事業として行う法第百六条の四第二項各号に掲げる事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

四 重層的支援体制整備事業の提供体制の確保に係る支援関係機関相互間の一体的な連携に関する事項

**第三十四条の十一** 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十八号)第一条の規定の適用については、同条中「交付金」(一)あるのは、「交付金及び社会福祉法第百六条の八(第二号に係る部分に限る。)の規定による交付金」(一)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

## ○厚生労働省告示第三百九十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百六条の四第二項第三号イの規定に基づき、社会福祉法第一百六条の四第一項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和二年十二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉法第一百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十四第二号ハに掲げる事業とする。